

令和6年(ワ)第 号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤岳

証拠説明書

(甲1～甲7)

2024年10月7日

さいたま地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

甲1号証（プロフィール）

1 作成者

被告

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、被告が開設しているウェブサイトの「プロフィール」欄をプリントアウトしたものである。

被告が日本共産党所属の参議院議員である事実を立証する。

甲2号証（書籍「シン・日本共産党宣言」）

1 作成者

株式会社文藝春秋

2 原本・写しの別

原本

3 説明

本書証は、2024（令和6）年6月20日に公刊された、原告の著作にかかる書籍「シン・日本共産党宣言」である。

原告が執筆した内容を立証する。

甲 3 号証（原告宛て文書）

1 作成者

日本共産党京都南地区委員会常任委員会

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、日本共産党京都南地区委員会常任委員会が2023（令和5）年2月6日付けで原告宛てに作成した、日本共産党の除名処分を通知する文書である。

原告が同党を除名された事実を立証する。

甲 4 号証（訴状）

1 作成者

原告代理人平裕介ほか

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、原告が2024（令和6）年3月7日付けで日本共産党を被告として提起した地位確認等請求訴訟の訴状である。

原告が甲3の除名処分を争っている事実及びその内容を立証する。

甲 5 号証（集会チラシ）

1 作成者

日本共産党南区委員会、南区日本共産党後援会

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、2023（令和5）年2月26日に武蔵浦和コミュニティセンターで開催された「南区 党と後援会の決起集会」のチラシである。

同日に同集会が開催された事実を立証する。

甲6号証（「2月26日 南区党と後援会決起集会 伊藤岳参議院議員のお話」と題する
文書）

1 作成者

日本共産党南区委員会、南区日本共産党後援会

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、甲5の集会における被告の演説を収録した文書である。

本件発言を含む被告の演説の内容を立証する。

甲7号証（「南区連帯・活動交流ニュース」）

1 作成者

日本共産党・金子あきよ事務所

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、甲5の集会に出席して演説をした金子あきよの事務所が作成したニュース冊子である。

同号証の冒頭で、甲5の集会の内容が報告されている（なお、同号証本文1行目の「12月26日」とあるのは、「2月26日」の誤記であると思われる）。

被告が甲5の集会で演説をした事実を立証するとともに、同集会への参加者数が70人超である事実を立証する。

以上